

平成23年2月17日
厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課
課長 青木 重仁
課長補佐 三村 耕自
(担当) 介護統計第一・二・三係
(電話代表) 03-5253-1111
内線 7567・7568・7569
(ダイヤルイン) 03-3595-3107

平成21年 介護サービス施設・事業所調査結果の概況

目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	
1 施設・事業所の状況	
(1) 開設(経営)主体別施設・事業所の構成割合	3
2 居宅サービス事業所の状況	
(1) 利用人員階級別事業所の構成割合	5
(2) 要介護(要支援)度別利用者の構成割合	6
(3) 9月中の利用者1人当たり利用回数	7
(4) 認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居(ユニット)の状況	8
(5) 訪問看護ステーションにおける要介護(要支援)度別利用者の状況	9
3 訪問介護利用者の状況	
(1) 性・年齢階級別利用者の構成割合	10
(2) 訪問介護の提供開始時刻別訪問滞在時間	10
(3) 訪問介護の提供内容	11
4 介護保険施設の状況	
(1) 定員、在所者数、利用率	12
(2) 定員規模別施設数の構成割合	12
(3) 室定員別室数の構成割合	13
(4) 介護老人福祉施設におけるユニットケア(ユニット型及び一部ユニット型)の状況	13
(5) 介護老人保健施設におけるユニットケア(ユニット型及び一部ユニット型)の状況	13
(6) 要介護度別在所者の構成割合	14
5 従事者の状況	
(1) 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数	15
(2) 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数	16
(3) 介護保険施設の常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数	16
統計表	17
参考表	20
用語の定義	21

平成21年介護サービス施設・事業所調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

介護保険制度における全国の介護予防居宅サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、これらの施設・事業所の全数を調査客体とした（（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、医療施設がみなしで行っている（介護予防）訪問看護及び（介護予防）通所リハビリテーションを除く。）。

平成21年10月1日現在

	調査対象施設・事業所数 1)	回収施設・事業所数 2)	集計施設・事業所数 3)	回収率
介護予防居宅サービス事業所				
介護予防訪問介護事業所	24 947	21 509	20 965	86.2
介護予防訪問入浴介護事業所	2 134	1 899	1 826	89.0
介護予防訪問看護ステーション	5 572	5 271	5 092	94.6
介護予防通所介護事業所	23 366	21 793	21 632	93.3
介護予防通所リハビリテーション事業所	6 422	6 116	6 017	95.2
介護予防短期入所生活介護事業所	7 186	6 866	6 853	95.5
介護予防短期入所療養介護事業所	5 207	4 931	4 686	94.7
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	2 896	2 800	2 791	96.7
介護予防福祉用具貸与事業所	6 660	5 562	5 361	83.5
特定介護予防福祉用具販売事業所	6 869	5 751	5 567	83.7
地域密着型介護予防サービス事業所				
介護予防認知症対応型通所介護事業所	3 233	3 025	2 861	93.6
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	1 706	1 588	1 564	93.1
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	9 467	8 979	8 904	94.8
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	4 234	4 098	4 096	96.8
居宅サービス事業所				
訪問介護事業所	25 792	22 141	21 517	85.8
訪問入浴介護事業所	2 356	2 104	2 033	89.3
訪問看護ステーション	5 734	5 421	5 221	94.5
通所介護事業所	24 105	22 436	22 267	93.1
通所リハビリテーション事業所	6 559	6 239	6 152	95.1
短期入所生活介護事業所	7 561	7 233	7 215	95.7
短期入所療養介護事業所	5 375	5 085	4 857	94.6
特定施設入居者生活介護事業所	3 052	2 948	2 944	96.6
福祉用具貸与事業所	6 951	5 732	5 474	82.5
特定福祉用具販売事業所	6 889	5 765	5 579	83.7
地域密着型サービス事業所				
夜間対応型訪問介護事業所	115	94	75	81.7
認知症対応型通所介護事業所	3 479	3 253	3 108	93.5
小規模多機能型居宅介護事業所	2 083	1 937	1 917	93.0
認知症対応型共同生活介護事業所	9 684	9 192	9 186	94.9
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	119	112	112	94.1
地域密着型介護老人福祉施設	257	250	250	97.3
居宅介護支援事業所	31 800	29 011	27 961	91.2
介護保険施設				
介護老人福祉施設	6 127	5 878	5 876	95.9
介護老人保健施設	3 611	3 464	3 463	95.9
介護療養型医療施設	2 159	2 008	1 980	93.0

注：1) 調査対象施設・事業所には、平成21年5月2日以降サービスが増加した等の施設・事業所も含む。

2) 回収施設・事業所数は、調査した結果、回収のあった施設・事業所数である。

3) 集計施設・事業所数は、回収施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

3 調査の時期

平成21年10月1日

4 調査事項

- (1) 介護保険施設
開設・経営主体、定員、在所者数、従事者数、居室等の状況等
- (2) 居宅サービス事業所
開設・経営主体、利用者数、従事者数等

5 調査の方法及び系統

介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所等の管理者が調査票に記入する方式とした。



※調査方法及び系統について

調査票の配付・回収について、平成20年調査までは都道府県・指定都市・中核市が実施していた（一部の調査票については郵送）が、平成21年調査から厚生労働省が委託した民間事業者からの郵送に変更した。

6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

- (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のありえない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適當な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0

- (2) 回収施設・事業所のうち活動中の施設・事業所について集計した。
- (3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (4) 施設・事業所数は10月1日現在、利用者数は9月中の利用者の数である。
ただし、以下の事業所、施設の利用者、在所者は9月30日24時現在の数である。
 - ・ 介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設
 - ・ 介護予防特定施設入居者生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所
 - ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所
 - ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- (5) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスに計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、提供している個々の事業所数に計上している。
- (6) 訪問介護利用者の状況については、9月30日（0時～24時までの間）に訪問介護を利用した者のうち、出生月が「1月」「5月」「9月」の者のみを対象とした。

結果の概要

この結果は、平成21年5月1日現在に把握した調査対象施設・事業所を平成21年10月1日現在の状況で調査し、回収できた施設・事業所で活動中の施設・事業所について集計したものである。

調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、数量を示す施設・事業所数、在所者数、利用者数、従事者数等の実数は掲載せず、平成21年と平成20年以前との年次比較も行わないこととした。

1 施設・事業所の状況

(1) 開設（経営）主体別施設・事業所の構成割合

介護サービス事業所の開設（経営）主体別の構成割合をみると、訪問介護、通所介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は「営利法人（会社）」が最も多くなっている。

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）では「社会福祉法人」が47.9%と最も多く、居宅介護支援事業所では「営利法人（会社）」が38.7%と最も多くなっている。（表1、図1）

介護保険施設の開設主体別の構成割合をみると、介護老人福祉施設は「社会福祉法人」が91.9%と最も多く、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設では「医療法人」が73.9%、80.8%と最も多くなっている（表2）。

表1 開設（経営）主体別事業所の構成割合

平成21年10月1日現在

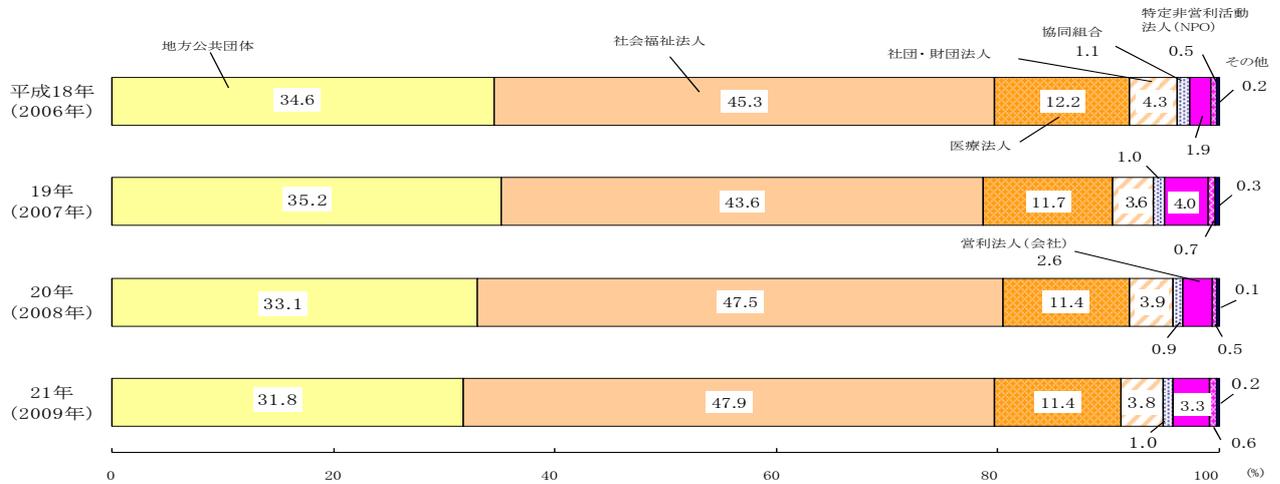
	構成割合（％）									
	総数	地方公共団体	公的・社会保険関係団体	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	協同組合	営利法人（会社）	特定非営利活動法人（NPO）	その他
居宅サービス事業所										
（訪問系）										
訪問介護	100.0	0.6	...	25.0	6.6	1.2	3.3	56.9	5.9	0.6
訪問入浴介護	100.0	0.7	...	49.9	1.9	0.9	0.7	44.8	0.9	0.1
訪問看護ステーション	100.0	3.8	1.1	8.7	41.6	14.1	5.7	23.3	1.3	0.3
（通所系）										
通所介護	100.0	1.3	...	40.6	8.0	0.6	1.9	41.6	5.4	0.5
通所リハビリテーション	100.0	3.0	1.4	9.2	76.6	3.0	...	0.0	...	6.7
介護老人保健施設	100.0	3.9	2.1	16.4	73.7	3.1	0.8
医療施設	100.0	1.9	0.7	1.4	79.6	3.0	...	0.1	...	13.2
（その他）										
短期入所生活介護	100.0	3.4	...	84.7	3.2	0.0	0.4	7.8	0.4	0.2
短期入所療養介護	100.0	4.5	1.8	11.1	76.9	2.8	...	-	...	2.9
介護老人保健施設	100.0	4.0	2.0	16.0	74.2	3.0	0.7
医療施設	100.0	5.4	1.2	0.8	82.6	2.4	...	-	...	7.6
特定施設入居者生活介護	100.0	1.5	...	25.8	1.8	0.6	0.2	68.9	0.3	0.8
福祉用具貸与	100.0	0.1	...	3.1	1.6	0.4	2.6	90.7	1.1	0.5
特定福祉用具販売	100.0	0.1	...	1.5	1.0	0.3	2.4	93.3	0.9	0.5
地域密着型サービス事業所										
夜間対応型訪問介護	100.0	1.3	...	24.0	10.7	4.0	1.3	53.3	5.3	-
認知症対応型通所介護	100.0	0.7	...	51.2	12.9	0.9	1.6	26.2	6.2	0.3
小規模多機能型居宅介護	100.0	0.1	...	31.8	14.9	0.6	1.4	43.5	7.3	0.5
認知症対応型共同生活介護	100.0	0.2	...	23.1	18.0	0.4	0.3	52.6	5.1	0.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	-	...	27.7	9.8	0.9	0.9	57.1	2.7	0.9
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	8.8	-	91.2	...	-	-
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	100.0	31.8	...	47.9	11.4	3.8	1.0	3.3	0.6	0.2
居宅介護支援事業所	100.0	1.5	...	29.9	19.4	3.1	3.1	38.7	3.5	0.8

注：訪問看護ステーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護については、開設主体であり、それ以外は、経営主体である。

図1 経営主体別事業所数（構成割合）の年次推移

各年10月1日現在

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）



居宅介護支援事業所

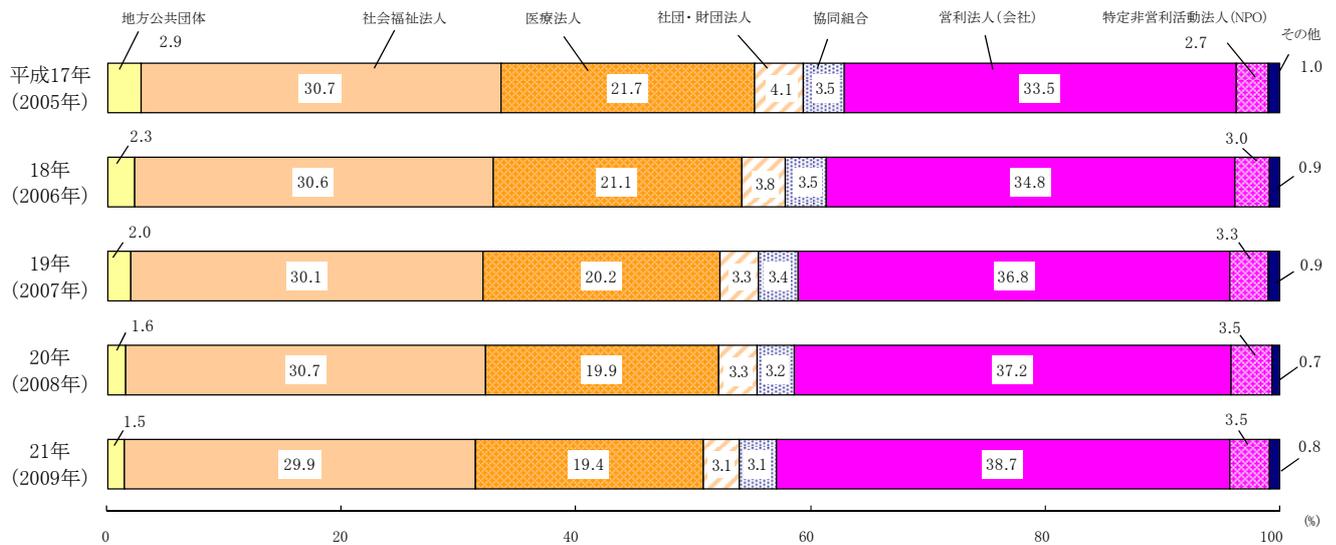


表2 開設主体別施設の構成割合

平成21年10月1日現在

	構成割合 (%)										
	総数	都道府県	市区町村	広域連合・一部事務組合	日本赤十字社・社会保険関係団体	社会福祉協議会	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	その他の法人	その他
介護保険施設											
介護老人福祉施設	100.0	0.6	5.3	2.0	0.1	0.1	91.9	・	・	...	・
介護老人保健施設	100.0	0.1	3.6	0.6	2.0	-	16.1	73.9	2.9	0.8	0.0
介護療養型医療施設	100.0	0.1	4.9	0.4	1.1	-	1.3	80.8	2.5	0.5	8.4

2 居宅サービス事業所の状況

(1) 利用人員階級別事業所の構成割合

平成 21 年 9 月中の利用人員階級別に事業所数の構成割合をみると、介護予防サービスでは「1～9 人」の事業所が多くなっており、介護サービスでは「1～19 人」、「20～39 人」の事業所が多くなっている。

1 事業所当たりの利用者数をみると、介護予防サービスでは介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が 192.0 人、介護予防通所リハビリテーションが 18.6 人、介護予防訪問介護が 17.6 人となっている。また、介護サービスでは居宅介護支援事業所が 64.0 人、通所リハビリテーションが 58.3 人、訪問看護ステーションが 56.4 人となっている。（表 3、表 4）

表 3 介護予防サービスの種類別にみた利用人員階級別事業所数の構成割合

	平成21年10月1日現在											9月中の1事業所当たり利用者数(人)	
	(介護予防サービス) (単位:%)	総数	利用者なし	1～9人	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79		80人以上
介護予防居宅サービス事業所													
(訪問系)													
介護予防訪問介護	100.0	8.6	36.8	26.5	13.2	6.9	3.3	1.8	0.9	0.5	1.4	17.6	
介護予防訪問入浴介護	100.0	85.9	14.1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	1.4	
介護予防訪問看護ステーション	100.0	15.8	73.8	8.7	1.1	0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	-	5.0	
(通所系)													
介護予防通所介護	100.0	5.8	40.3	29.0	13.5	6.1	2.4	1.2	0.6	0.5	0.7	15.4	
介護予防通所リハビリテーション	100.0	4.4	30.7	32.0	16.4	8.0	3.7	2.1	1.1	0.7	0.9	18.6	
介護老人保健施設	100.0	5.2	31.4	31.6	15.8	7.7	3.6	2.1	1.0	0.6	1.0	18.3	
医療施設	100.0	3.4	29.9	32.5	17.0	8.3	3.8	2.1	1.3	0.9	0.9	19.0	
(その他)													
介護予防短期入所生活介護	100.0	43.9	55.6	0.4	0.0	0.0	0.0	-	-	-	-	2.3	
介護予防短期入所療養介護	100.0	81.6	18.4	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-	1.5	
介護老人保健施設	100.0	75.2	24.7	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-	1.5	
医療施設	100.0	95.7	4.3	-	-	-	-	-	-	-	-	1.3	
介護予防福祉用具貸与	100.0	20.0	35.4	13.4	7.6	4.9	3.4	2.6	1.9	1.2	9.6	41.1	
介護予防特定施設入居者生活介護	100.0	12.6	61.4	20.7	4.2	0.8	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	8.0	
地域密着型介護予防サービス事業所													
介護予防認知症対応型通所介護	100.0	83.8	16.0	0.2	0.0	-	-	-	-	-	-	1.9	
介護予防小規模多機能型居宅介護	100.0	29.1	70.0	0.9	-	-	-	-	-	-	-	2.9	
介護予防認知症対応型共同生活介護	100.0	92.0	8.0	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2	
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	100.0	1.6	2.4	2.5	2.5	2.9	3.4	3.3	3.8	4.2	73.4	192.0	

注：1）介護予防訪問看護ステーションは、介護保険法の利用者と「要支援認定申請中」を含む。
2）介護予防短期入所生活介護は、空床利用型の事業所を含まない。
3）「9月中の1事業所当たり利用者数(人)」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。

表 4 介護サービスの種類別にみた利用人員階級別事業所数の構成割合

	平成21年10月1日現在												9月中の1事業所当たり利用者数(人)
	(介護サービス) (単位:%)	総数	利用者なし	1～19人	20～39	40～59	60～79	80～99	100～119	120～139	140～159	160人以上	
居宅サービス事業所													
(訪問系)													
訪問介護	100.0	2.6	34.0	33.2	16.1	7.0	3.0	1.6	0.8	0.4	1.2	36.0	
訪問入浴介護	100.0	3.3	46.5	22.2	11.4	6.7	3.9	2.7	1.2	0.6	1.5	33.9	
訪問看護ステーション	100.0	0.8	12.3	27.2	24.1	15.7	8.6	4.6	2.4	1.5	2.7	56.4	
(通所系)													
通所介護	100.0	1.1	21.6	30.3	22.2	14.8	6.3	2.3	0.7	0.2	0.5	43.8	
通所リハビリテーション	100.0	1.1	11.0	22.7	24.3	17.8	12.2	5.2	2.7	1.4	1.6	58.3	
介護老人保健施設	100.0	0.9	7.1	17.2	23.6	20.2	15.0	7.3	4.1	2.2	2.5	67.3	
医療施設	100.0	1.3	15.2	28.7	25.1	15.3	9.1	3.0	1.2	0.6	0.6	48.5	
(その他)													
短期入所生活介護	100.0	1.5	22.5	35.4	22.7	11.6	3.9	1.2	0.5	0.2	0.5	39.4	
短期入所療養介護	100.0	30.4	51.3	13.6	3.1	1.0	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	15.4	
介護老人保健施設	100.0	12.6	61.9	18.8	4.3	1.4	0.5	0.2	0.1	0.1	0.1	16.7	
医療施設	100.0	68.1	28.9	2.6	0.4	-	-	-	-	-	-	7.8	
福祉用具貸与	100.0	7.8	23.3	11.5	7.9	6.7	5.0	4.6	3.4	2.9	26.9	166.7	
特定施設入居者生活介護	100.0	1.2	20.4	42.8	26.1	6.2	2.1	0.7	0.2	0.1	0.2	35.6	
地域密着型サービス事業所													
夜間対応型訪問介護	100.0	13.3	40.0	21.3	9.3	4.0	5.3	-	2.7	1.3	2.7	37.0	
認知症対応型通所介護	100.0	6.7	57.6	32.1	2.6	0.5	0.1	-	0.1	0.1	0.2	18.1	
小規模多機能型居宅介護	100.0	0.9	71.5	27.6	-	-	-	-	-	-	-	15.7	
認知症対応型共同生活介護	100.0	1.2	92.5	6.2	0.1	-	-	-	-	-	-	14.4	
地域密着型特定施設入居者生活介護	100.0	0.9	46.4	52.7	-	-	-	-	-	-	-	19.5	
地域密着型介護老人福祉施設	100.0	0.0	14.0	86.0	-	-	-	-	-	-	-	20.8	
居宅介護支援事業所	100.0	2.0	13.8	26.4	16.3	13.7	9.2	6.5	4.3	2.6	5.2	64.0	

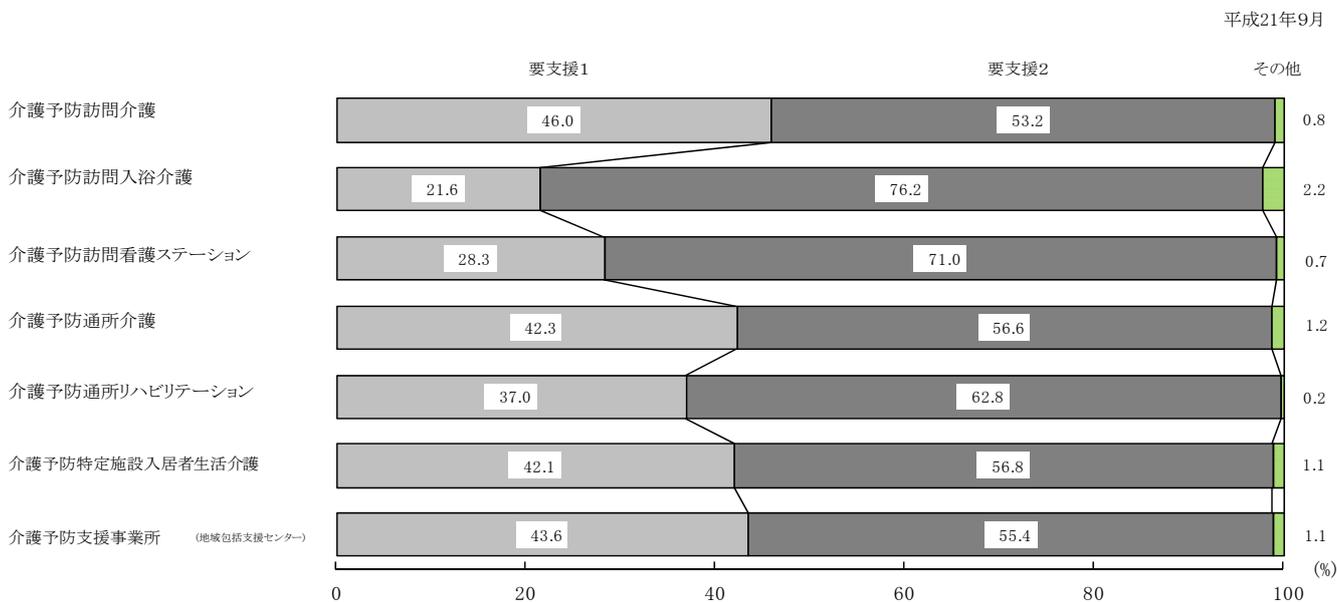
注：1）訪問看護ステーションは、介護保険法・健康保険法等の利用者と「要介護認定申請中」「その他」を含む。
2）短期入所生活介護は、空床利用型の事業所を含まない。
3）「9月中の1事業所当たり利用者数(人)」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。

(2) 要介護（要支援）度別利用者の構成割合

介護予防サービスの要支援度別利用者の構成割合をみると、「要支援2」が多くなっている（図2）。

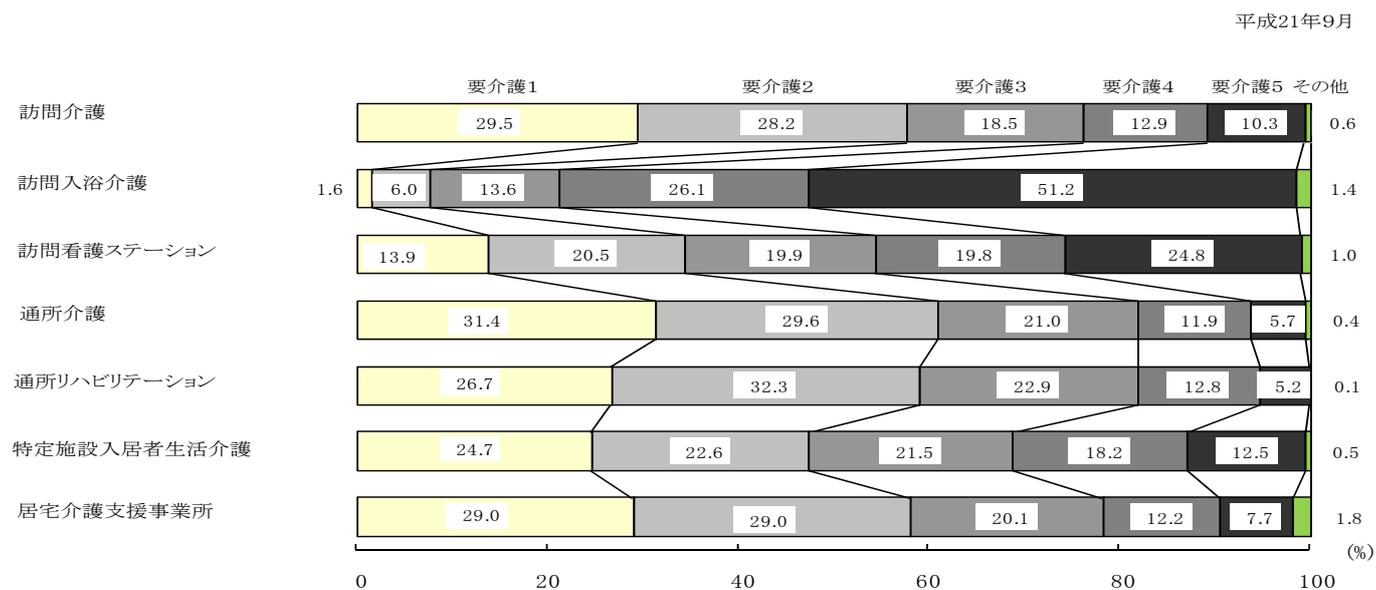
介護サービスの要介護度別利用者の構成割合をみると、訪問入浴介護、訪問看護ステーションでは「要介護5」が最も多くなっている（図3）。

図2 介護予防サービスの種類別にみた要支援度別利用者の構成割合



注: 1) 「その他」は要支援認定申請中等である。
 2) 介護予防訪問看護ステーションは、介護保険法の利用者と「要支援認定中」を含む。
 3) 介護予防特定施設入居者生活介護は9月末日の利用者である。

図3 介護サービスの種類別にみた要介護度別利用者の構成割合



注: 1) 「その他」は要介護認定申請中等である。
 2) 訪問看護ステーションは、介護保険法の利用者と「要介護認定申請中」、「その他」を含む。
 3) 特定施設入居者生活介護は9月末日の利用者である。

(3) 9月中の利用者1人当たり利用回数

平成21年9月中の利用者1人当たり利用回数をみると、介護予防サービスでは介護予防小規模多機能型居宅介護が14.9回、介護サービスでは小規模多機能型居宅介護が27.9回となっている(表5)。

表5 介護予防サービス・介護サービスの種類別にみた9月中の利用者1人当たり利用回(日)数

		各年9月中	
		平成21年	平成20年
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防居宅サービス事業所 (訪問系)		
	介護予防訪問介護	6.0	6.2
	介護予防訪問入浴介護	4.2	4.5
	介護予防訪問看護ステーション	3.9	4.0
	(通所系)		
	介護予防通所介護	5.4	5.6
	介護予防通所リハビリテーション	5.7	5.8
	介護老人保健施設	5.8	5.9
	医療施設	5.6	5.7
	(その他)		
	介護予防短期入所生活介護	5.3	5.4
	介護予防短期入所療養介護	4.8	5.0
	介護老人保健施設	4.8	5.1
医療施設	4.9	4.6	
介護予防地域密着型サービス事業所			
介護予防認知症対応型通所介護	5.0	4.8	
介護予防小規模多機能型居宅介護	14.9	14.0	
介 護 サ ー ビ ス	居宅サービス事業所		
	(訪問系)		
	訪問介護	16.1	16.6
	訪問入浴介護	4.7	4.6
	訪問看護ステーション	5.8	6.0
	(通所系)		
	通所介護	8.1	8.3
	通所リハビリテーション	8.0	7.9
	介護老人保健施設	8.1	7.9
	医療施設	7.9	7.9
	(その他)		
	短期入所生活介護	9.3	9.4
	短期入所療養介護	7.4	7.3
介護老人保健施設	7.4	7.2	
医療施設	7.5	7.9	
地域密着型サービス事業所			
夜間対応型訪問介護	5.0	4.5	
認知症対応型通所介護	9.0	9.4	
小規模多機能型居宅介護	27.9	25.6	

- 注：1) 介護予防訪問看護ステーションは、介護保険法の利用者と「要支援認定申請中」を含む。
 2) 訪問看護ステーションは、介護保険法・健康保険法等の利用者と「要介護認定申請中」
 「その他」を含む。
 3) (介護予防)短期入所生活介護は、空床利用型の利用者を含まない。
 4) (介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護の「1人当たり利用回数」
 は「1人当たり利用日数」である。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）の状況

認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）数の構成割合をみると「1ユニット」が40.5%、「2ユニット」が53.0%となっている。また、平均ユニット数は1.7ユニットとなっており、1ユニットあたりの定員は8.9人となっている。（表6）

表6 経営主体別にみた認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）の状況

平成21年10月1日現在

	構成割合 (%)				平均 ユニット数	1ユニット 当たりの 定員 (人)
	事業所数	共同生活住居（ユニット）数				
		1ユニット	2ユニット	3ユニット 以上		
総数	100.0	40.5	53.0	6.5	1.7	8.9
地方公共団体	100.0	81.3	18.8	-	1.2	8.8
社会福祉法人	100.0	53.5	41.4	5.1	1.5	8.9
医療法人	100.0	34.8	55.4	9.8	1.8	8.9
社団・財団法人	100.0	47.2	41.7	11.1	1.6	8.8
協同組合	100.0	67.7	29.0	3.2	1.4	8.7
営利法人（会社）	100.0	33.7	59.8	6.5	1.7	8.9
特定非営利活動法人(NPO)	100.0	67.4	31.1	1.5	1.3	8.7
その他	100.0	60.0	35.0	5.0	1.5	8.8

注：共同生活住居（ユニット）とは、認知症の状態にある要介護者が共同生活を営むべき住居をいい、居室、居間、食堂、台所、浴室等の設備のあるものをいう。

(5) 訪問看護ステーションにおける要介護（要支援）度別利用者の状況

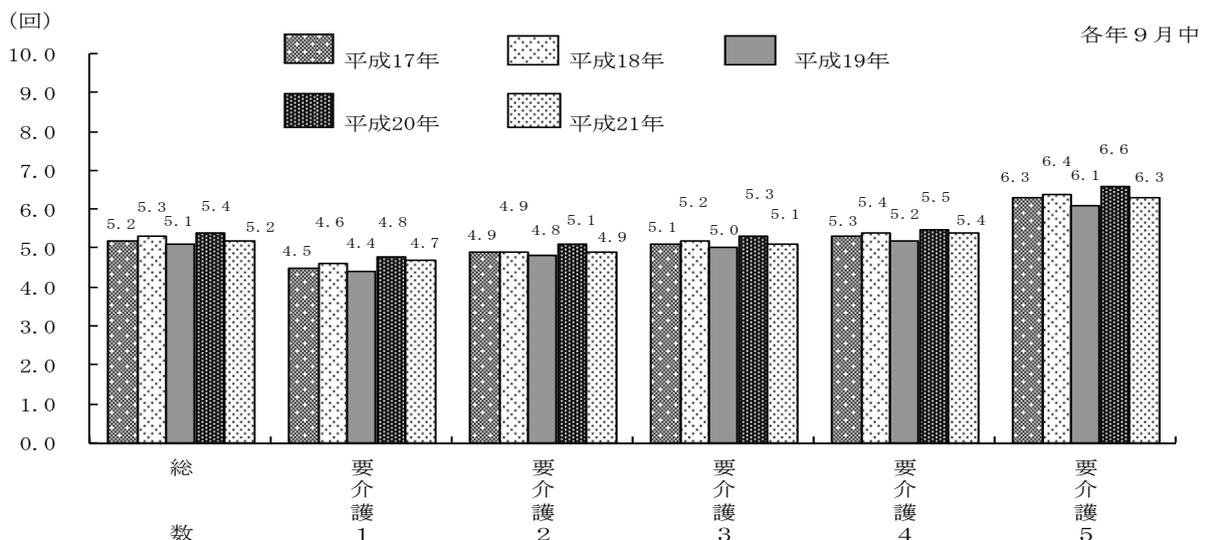
平成21年9月中の利用者の状況をみると、利用者1人当たりの訪問回数は、介護予防サービスでは3.9回、介護サービスでは5.4回となっている。利用者1人当たりの訪問回数を要介護（要支援）度別にみると「要介護5」が6.3回と最も多く、要介護度が高くなるに従い訪問回数が多くなっている。1事業所当たり利用者数をみると、介護予防サービスでは5.0人、介護サービスでは42.4人、1事業所当たり延利用者数は介護予防サービスでは19.6人、介護サービスでは227.8人となっている。（表7、図4）

表7 訪問看護ステーションの利用者1人当たり訪問回数、1事業所当たり利用者数、1事業所当たり延利用者数、要介護（要支援）度別

	利用者1人当たり 訪問回数(回)	1事業所当たり 利用者数(人)	1事業所当たり 延利用者数(人)
総数	5.2
介護予防サービス	3.9	5.0	19.6
要支援1	3.3	1.4	4.7
要支援2	4.2	3.5	14.8
介護サービス	5.4	42.4	227.8
要介護1	4.7	5.9	27.5
要介護2	4.9	8.7	42.7
要介護3	5.1	8.5	43.5
要介護4	5.4	8.4	45.4
要介護5	6.3	10.5	66.7

注：1) 利用者は介護保険法の利用者であり、「介護予防サービス」には「要支援認定申請中」を含み、「介護サービス」には「要介護認定申請中」「その他」を含む。
2) 「1事業所当たり利用者数」、「1事業所当たり延利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。

図4 訪問看護ステーションの要介護（要支援）度別にみた9月中の利用者1人当たり訪問回数



注：1) 利用者は介護保険法の利用者である。
2) 平成17年の「総数」には「要支援」「要介護認定申請中」を含む。
3) 平成18～19年の「総数」には「介護予防サービス」の「要支援1～2」「要支援認定申請中」「その他」、「介護サービス」の「経過的要介護」「要介護認定申請中」「その他」を含む。
4) 平成20年の「総数」には「介護予防サービス」の「要支援1～2」「要支援認定申請中」、「介護サービス」の「経過的要介護」「要介護認定申請中」「その他」を含む。
5) 平成21年の「総数」には「介護予防サービス」の「要支援1～2」「要支援認定申請中」、「介護サービス」の「要介護認定申請中」「その他」を含む。

3 訪問介護利用者の状況

平成21年9月30日に訪問介護を利用した者の状況である。

(1) 性・年齢階級別利用者の構成割合

利用者の性別の構成割合をみると、「男」29.8%、「女」70.2%となっており、年齢階級別の構成割合をみると、いずれも「80～89歳」が最も多く、次いで「70～79歳」となっている（表8）。

表8 性・年齢階級別に見た訪問介護利用者の構成割合

平成21年9月30日

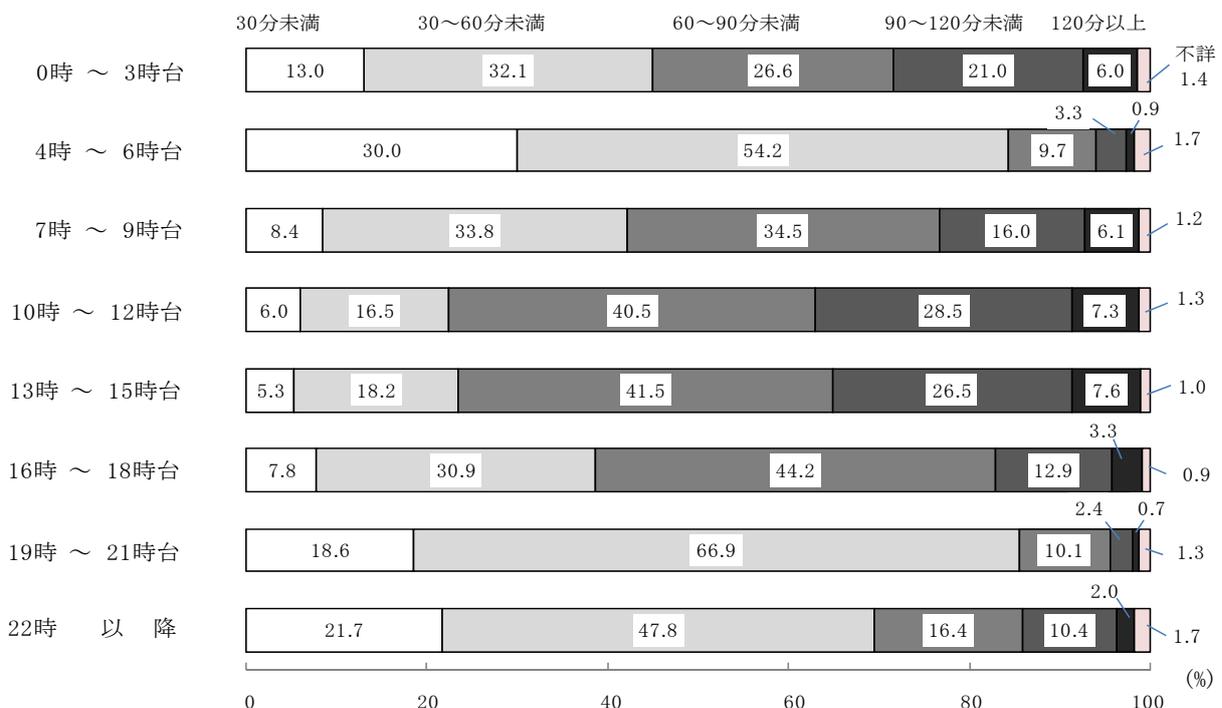
	構成割合 (%)						
	総数	40～64歳	65～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	不詳
総数	(100.0)100.0	4.5	5.6	26.3	46.3	15.3	2.0
男	(29.8)100.0	6.8	8.5	29.1	40.6	12.8	2.1
女	(70.2)100.0	3.5	4.4	25.0	48.7	16.4	2.0

(2) 訪問介護の提供開始時刻別訪問滞在時間の構成割合

提供開始時刻別に訪問滞在時間の構成割合をみると、日中時間帯（7時～18時）は、「60分～90分未満」が最も多く、夜間・深夜時間帯（19時～6時）では、「30分～60分未満」が最も多くなっている（図5）。

図5 訪問介護の提供開始時刻階級別に見た訪問滞在時間

平成21年9月30日



注：利用者に対し、複数回訪問した場合を含む。

(3) 訪問介護の提供内容の構成割合

年齢階級別に訪問介護における提供内容の構成割合をみると、「90歳以上」については「排泄介助」が多く、他の年齢階級においては「掃除」が最も多い（表9）。

訪問介護の主な提供内容別に要介護度の構成割合をみると、「排泄介助」「食事介助」「清拭」「身体整容」では「要介護5」が多くなっており、「自立支援のため見守りの援助」「洗濯」「一般的な調理・配膳」では「要介護2」が多くなっている（図6）。

表9 年齢階級別にみた訪問介護における提供内容の割合（複数回答）

(単位:%)

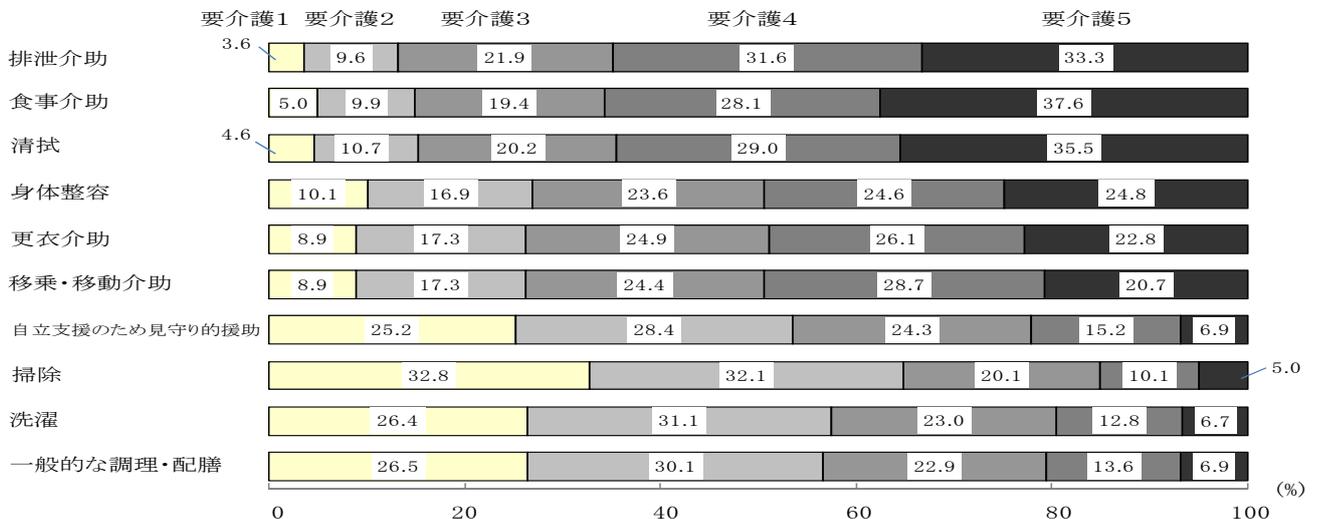
平成21年9月30日

	総数	64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
排泄介助	31.9	30.5	26.9	26.1	26.2	28.5	33.1	46.4
食事介助	11.5	10.7	10.8	9.1	9.3	10.1	11.9	16.7
清拭	16.2	15.4	14.0	14.5	13.6	14.4	16.5	23.0
部分浴	4.8	5.0	4.5	4.9	4.3	4.3	4.8	6.1
全身浴	8.9	11.5	10.8	9.3	8.5	8.3	8.4	9.3
洗面等	8.6	9.1	8.0	7.2	7.3	7.8	8.8	11.6
身体整容	13.8	15.2	14.3	13.4	12.3	12.4	13.8	17.1
更衣介助	22.8	25.4	23.7	21.5	20.7	20.6	22.3	28.5
体位変換	6.6	7.9	6.7	5.8	5.3	5.6	6.3	9.5
移乗・移動介助	20.2	25.5	22.7	20.1	18.4	18.5	19.1	24.0
通院・外出介助	5.9	9.4	9.0	8.0	6.8	5.8	4.7	3.6
起床・就寝介助	5.2	5.2	5.0	4.4	4.2	4.9	5.2	7.3
自立支援のため見守りの援助	17.3	18.0	18.2	17.0	17.5	17.6	17.4	16.1
その他の身体介護	12.2	13.7	12.4	11.4	11.1	11.6	12.4	13.4
掃除	42.4	35.0	42.3	44.2	45.5	45.9	42.8	35.0
洗濯	18.5	16.7	19.4	18.5	19.0	19.1	18.7	17.1
一般的な調理・配膳	33.5	34.3	35.8	34.4	33.5	34.0	34.5	30.3
買い物・薬の受け取り	15.3	13.3	18.2	17.9	17.5	16.3	14.7	10.9
その他の生活援助	12.8	11.3	13.1	12.6	12.9	13.3	13.2	11.7
通院等乗降介助	4.1	7.2	6.0	6.2	5.5	4.1	2.7	1.8
不詳	2.4	2.4	2.3	2.5	2.4	2.2	2.3	2.1

注：利用者に対し、複数回訪問した場合を含む。

図6 訪問介護における主な提供内容別にみた要介護度の割合（複数回答）

平成21年9月30日



注：利用者に対し、複数回訪問した場合を含む。

4 介護保険施設の状況

(1) 定員、在所者数、利用率

介護保険施設の種類ごとに1施設当たりの定員をみると、介護老人福祉施設は70.6人、介護老人保健施設は91.0人、介護療養型医療施設は44.3人となっており、1施設当たりの在所者数は、それぞれ69.5人、83.5人、41.4人で、利用率は3施設とも9割を超えている（表10）。

表10 施設の種別別にみた1施設当たりの定員、在所者数、利用率

	平成21年10月1日現在			
	1施設当たりの定員(人)	1施設当たりの在所者数(人)	利用率(%)	介護保険施設における在所者数の割合(%)
介護老人福祉施設	70.6	69.5	98.5	52.4
介護老人保健施設	91.0	83.5	91.8	37.1
介護療養型医療施設	44.3	41.4	93.4	10.5
(再掲) 診療所	8.8	6.9	78.6	0.5

注:1)介護療養型医療施設における「定員」は介護指定病床数である。

2)介護保険施設における在所者数の割合は、介護保険施設の在所者数の合計を100%とした割合である。

(2) 定員規模別施設数の構成割合

介護保険施設の定員規模別に施設数の構成割合をみると、介護老人福祉施設は「50～59人」が39.9%、介護老人保健施設は「100～109人」が40.5%、介護療養型医療施設は「1～9人」が20.4%と、それぞれ最も多くなっている（表11）。

表11 定員規模別にみた施設数の構成割合

	各年10月1日現在					
	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
	構成割合(%)		構成割合(%)		構成割合(%)	
	平成21年	平成20年	平成21年	平成20年	平成21年	平成20年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1～9人	・	・	0.1	0.1	20.4	20.9
10～19	・	・	0.4	0.2	19.2	19.6
20～29	・	・	1.0	0.5	9.7	10.9
30～39	3.3	3.3	0.5	0.6	9.0	8.6
40～49	1.3	1.3	1.1	1.1	9.7	9.3
50～59	39.9	40.7	9.2	9.5	8.1	7.7
60～69	7.0	6.6	4.9	4.8	7.0	6.5
70～79	9.5	9.6	6.6	6.7	1.5	1.5
80～89	18.1	18.0	15.9	16.1	1.4	1.4
90～99	3.7	3.6	8.7	8.6	2.8	2.8
100～109	10.2	10.2	40.5	41.1	2.4	2.2
110～119	2.0	1.9	1.1	1.2	1.8	1.7
120～129	1.7	1.7	2.1	2.0	1.5	1.3
130～139	1.0	1.0	1.0	0.9	0.5	0.5
140～149	0.4	0.3	1.2	1.2	0.6	0.4
150人以上	1.8	1.8	5.6	5.5	4.3	4.8

注:介護療養型医療施設における「定員」は介護指定病床数である。

(3) 室定員別室数の構成割合

介護保険施設の種類ごとに室定員別室数の構成割合をみると、介護老人福祉施設では「個室」が 61.7%と最も多く、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設では「4 人室」がそれぞれ 43.4%、51.2%と最も多くなっている（表 12）。

表 12 施設の種類別にみた室定員別室数の構成割合

各年10月1日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護療養型医療施設	
	構成割合(%)		構成割合(%)		構成割合(%)	
	平成21年	平成20年	平成21年	平成20年	平成21年	平成20年
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
個室	61.7	60.3	41.4	41.0	20.7	20.6
ユニット型	42.8	40.7	10.9	10.4	0.3	0.2
その他	18.9	19.6	30.5	30.6	20.3	20.4
2人室	11.0	11.4	13.3	13.4	18.0	18.0
ユニット型	0.1	0.1	0.0	0.0	-	-
その他	10.9	11.3	13.3	13.4	18.0	18.0
3人室	1.0	1.1	1.9	1.8	10.0	10.0
4人室	25.8	26.8	43.4	43.8	51.2	51.3
5人以上室	0.4	0.5	・	・	0.1	0.1

注:「ユニット型」とはユニットの中の居室(療養室)であり、「その他」とはユニット型以外の居室(療養室)である。

(4) 介護老人福祉施設におけるユニットケア(ユニット型及び一部ユニット型)の状況

介護老人福祉施設におけるユニットケアの状況をみると、ユニットケアを実施している施設は 28.9%で、そのうち「ユニット型」が 18.7%、「一部ユニット型」が 10.2%となっており、平均ユニット数はそれぞれ 7.2、3.2 となっている（表 13）。

表 13 介護老人福祉施設におけるユニットケアの状況

平成21年10月1日現在

	総数	ユニット型	一部ユニット型
ユニットケア実施施設数の割合(%)	28.9	18.7	10.2
ユニットケア実施施設の定員の割合(%)	22.7	18.3	4.5
平均ユニット数	5.8	7.2	3.2
1ユニット当たりの定員(人)	9.7	9.7	9.6

注:1)介護老人福祉施設におけるユニットとは、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により、一体的に構成される場所をいう。
2)平均ユニット数は、ユニットケアを実施する施設におけるユニット数の平均である。

(5) 介護老人保健施設におけるユニットケア(ユニット型及び一部ユニット型)の状況

介護老人保健施設におけるユニットケアの状況をみると、ユニットケアを実施している施設は 8.5%で、そのうち「ユニット型」が 2.9%、「一部ユニット型」が 5.6%となっており、平均ユニット数はそれぞれ 7.8、3.1 となっている（表 14）。

表 14 介護老人保健施設におけるユニットケアの状況

平成21年10月1日現在

	総数	ユニット型	一部ユニット型
ユニットケア実施施設数の割合(%)	8.5	2.9	5.6
ユニットケア実施施設の定員の割合(%)	4.4	2.5	1.9
平均ユニット数	4.7	7.8	3.1
1ユニット当たりの定員(人)	10.0	10.0	10.0

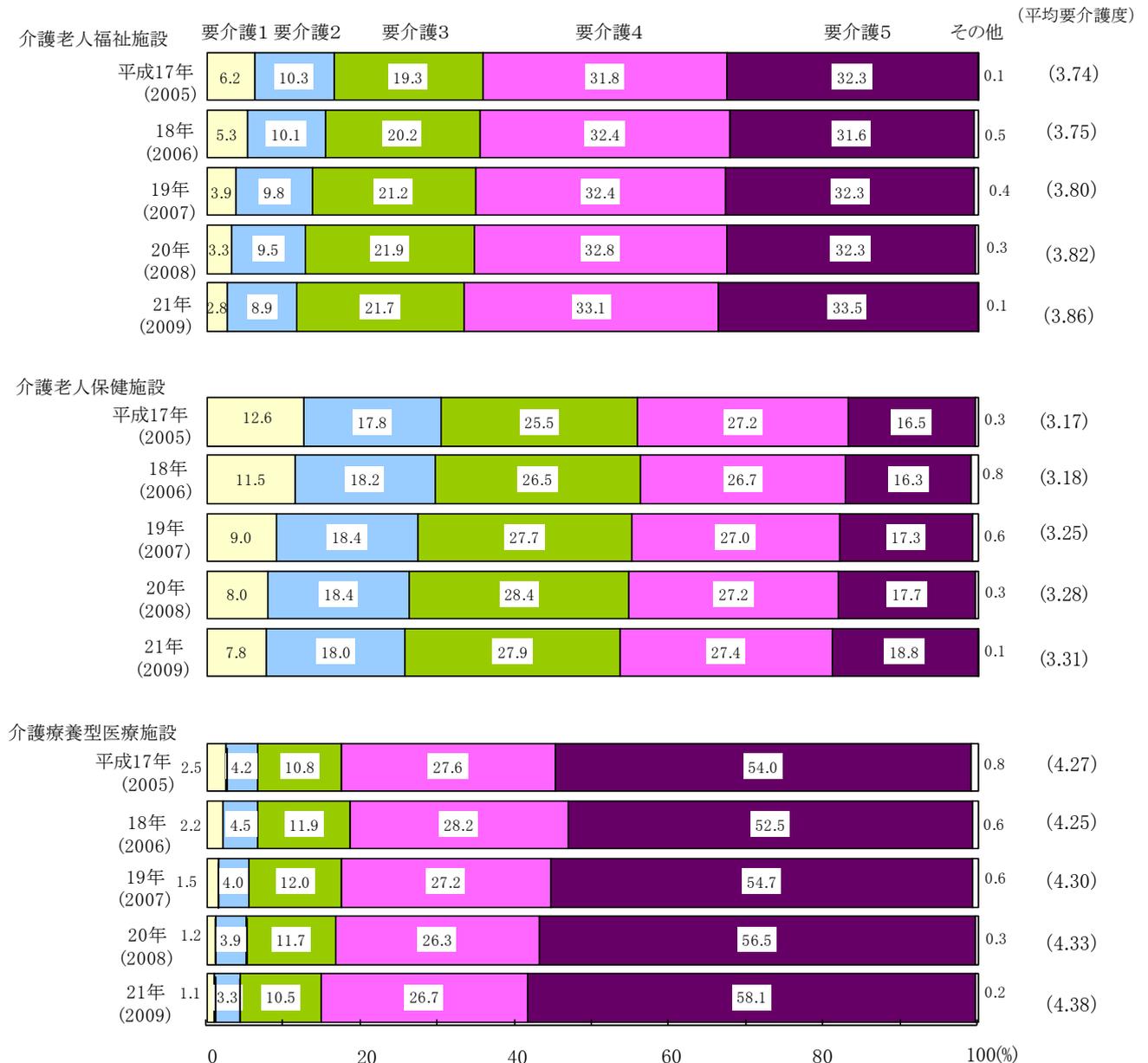
注:1)介護老人保健施設におけるユニットとは、少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。)により、一体的に構成される場所をいう。
2)平均ユニット数は、ユニットケアを実施する施設におけるユニット数の平均である。

(6) 要介護度別在所者の構成割合

介護保険施設の種類ごとに平成 21 年の要介護度別在所者の構成割合をみると、介護老人福祉施設では「要介護5」が 33.5%、介護老人保健施設では「要介護3」が 27.9%と最も多い。介護療養型医療施設では「要介護5」が 58.1%で最も多く、在所者数の5割を超えている。また、介護保険施設の入所者の要介護度が重度化してきている。(図7)

図7 要介護度別にみた在所者（構成割合）の年次推移

各年 10 月 1 日現在



注1)：平均要介護度は以下の算式により計算した。

$$\text{平均要介護度} = \frac{\text{在所者の要介護度の合計}}{\text{要介護1～5までの在所者数の合計}}$$

2)：「その他」は、要介護認定を受けていない者（要介護認定申請中）等である。

5 従事者の状況

(1) 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数

居宅サービス事業所の1事業所当たりの常勤換算従事者数は、訪問介護 7.9人、通所介護 9.2人となっている。

また、介護保険施設の1施設当たり常勤換算従事者数は、介護老人福祉施設 45.1人、介護老人保健施設 54.0人、介護療養型医療施設 33.7人となっている。(表 15)

表 15 1施設・事業所当たり常勤換算従事者数

(単位:人)

平成21年10月1日現在

	訪問系			通所系			その他			介護保険施設		
	(介護予防)訪問介護	(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)訪問看護ステーション	(介護予防)通所介護	(介護予防)通所リハビリテーション 介護老人保健施設	(介護予防)通所リハビリテーション 医療施設	(介護予防)短期入所生活介護	(介護予防)特定施設入居者生活介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
総数	7.9	5.2	5.4	9.2	10.5	9.3	18.1	25.0	12.6	45.1	54.0	33.7
医師	0.0	0.5	0.7	0.1	0.2	1.1	2.3
看護師	...	0.8	4.0	0.5	0.5	0.8	0.8	1.5	* 0.2	1.8	4.4	5.2
准看護師	...	0.8	0.5	0.6	0.6	0.6	0.8	1.1	* 0.2	2.0	5.8	6.6
機能訓練指導員	0.6	0.4	0.5	...	0.7
理学療法士	0.4	* 0.0	0.9	0.9	* 0.0	* 0.0	...	* 0.1	1.4	1.3
作業療法士	0.2	* 0.0	0.6	0.5	* 0.0	* 0.0	...	* 0.1	1.2	0.7
言語聴覚士	0.0	* 0.0	0.1	0.1	* 0.0	* 0.0	...	* 0.0	0.2	0.3
柔道整復師	* 0.0	* 0.0	* 0.0	...	* 0.0
あん摩マッサージ指圧師	* 0.0	* 0.0	* 0.1	...	* 0.1
介護支援専門員・計画作成担当者	0.4	0.9	0.9	1.1	1.4	1.1
生活相談員・支援相談員	1.4	0.8	1.1	...	1.3	1.6	...
社会福祉士(再掲)	0.2	0.2	0.2	...	0.4	0.7	...
介護職員(訪問介護員)	7.6	3.3	...	5.1	7.3	5.7	12.1	17.0	11.3	30.1	29.4	14.2
介護福祉士(再掲)	2.6	0.9	...	1.5	3.3	2.1	5.6	4.8	3.1	14.7	16.0	4.5
介護職員基礎研修課程修了者(再掲)	0.1	0.0
ホームヘルパー1級(再掲)	0.5	0.1
ホームヘルパー2級(再掲)	4.3	1.4
ホームヘルパー3級(再掲)	0.0	0.0
障害者生活支援員	0.0
管理栄養士	0.0	0.3	0.8	1.0	0.7
栄養士	0.0	0.2	0.3	0.3	0.3
歯科衛生士	0.0	0.0	0.0
調理員	0.4	1.0	2.4	1.8	...
その他の職員	0.3	0.3	0.3	0.5	1.2	3.0	0.4	3.6	4.0	...

- 注：1) 常勤換算従事者数は調査した職種であり、調査した職種以外は「…」とした。
 2) 従事者数不詳の事業所を除いて算出した。
 3) (介護予防)短期入所生活介護は、空床利用型の従事者を含まない。
 4) 介護療養型医療施設は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。
 5) 看護師には保健師及び助産師を含む。
 6) ※は機能訓練指導員の再掲である。
 7) *は介護職員の再掲である。
 8) 介護予防のみを行っている事業所は対象外とした。
 9) 職種については抜粋であり、詳細な職種については17～19頁の統計表を参照。

(2) 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数

1事業所当たりの常勤換算看護・介護職員数をみると、訪問系サービスでは訪問介護が7.6人、通所系サービスでは通所リハビリテーションが7.8人となっている。

9月中の常勤換算看護・介護職員1人当たり延利用者数をみると、訪問系サービスでは訪問介護が87.8人、通所系サービスでは通所リハビリテーションが72.0人となっている。(表16)

表16 1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数

(単位:人) 各年10月1日現在

	1事業所当たり 常勤換算 看護・介護職員数		9月中の常勤換算 看護・介護職員 1人当たり延利用者数	
	平成21年	平成20年	平成21年	平成20年
(訪問系)				
訪問介護	7.6	7.6	87.8	89.4
訪問入浴介護	4.9	4.3	31.7	35.5
訪問看護ステーション	4.5	4.3	75.7	75.0
(通所系)				
通所介護	6.2	5.9	69.8	72.2
通所リハビリテーション	7.8	7.6	72.0	72.6
介護老人保健施設	8.4	8.1	76.2	76.6
医療施設	7.2	7.1	66.6	67.3
(その他)				
短期入所生活介護	13.8	13.0	27.0	27.8
認知症対応型共同生活介護	11.3	10.9	・	・
特定施設入居者生活介護	19.6	18.2	・	・

注:1)介護予防のみを行っている事業所は対象外とした。

2)短期入所生活介護は、空床利用型の従事者を含まない。

3)「1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数」は、従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

4)「9月中の常勤換算看護・介護職員1人当たり延利用者数」は、従事者数不詳の事業所を除いて算出した。

5)看護・介護職員とは保健師、助産師、看護師、准看護師、介護職員のことである。

(3) 介護保険施設の常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数

介護保険施設の常勤換算看護・介護職員1人当たりの在所者数をみると、介護老人福祉施設と介護老人保健施設はともに、2.1人となっている(表17)。

表17 介護保険施設の常勤換算看護・介護職員1人当たり在所者数

(単位:人) 各年10月1日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設	
	平成21年	平成20年	平成21年	平成20年
看護・介護職員	2.1	2.1	2.1	2.2
看護職員	18.3	19.1	8.2	8.3
介護職員	2.3	2.4	2.8	3.0

注:看護職員とは看護師(保健師を含む)、准看護師のことである。

統計表 (介護予防)居宅サービス事業所・介護保険施設の1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(3-1)

平成21年10月1日現在

	(介護予防)訪問介護			(介護予防)訪問入浴介護			(介護予防)訪問看護ステーション			(介護予防)通所介護			(介護予防)通所リハビリテーション (介護老人保健施設)			(介護予防)通所リハビリテーション (医療施設)			(介護予防)短期入所生活介護		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
総数	7.9	4.1	3.8	5.2	3.2	2.0	5.4	4.0	1.5	9.2	6.2	3.0	10.5	8.7	1.8	9.3	7.5	1.8	18.1	15.2	2.8
施設長
医師	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	0.7	0.6	0.0	0.1	0.0	0.1
歯科医師
薬剤師
看護師	0.8	0.3	0.4	3.9	2.9	1.1	0.5	0.3	0.2	0.5	0.3	0.1	0.8	0.7	0.2	0.8	0.7	0.1
准看護師	0.8	0.5	0.3	0.5	0.3	0.1	0.6	0.4	0.2	0.6	0.4	0.1	0.6	0.5	0.1	0.8	0.7	0.1
保健師	0.1	0.1	0.0
助産師	0.0	0.0	0.0
機能訓練指導員	0.6	0.4	0.2	0.4	0.3	0.1
理学療法士	0.4	0.3	0.1	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	0.9	0.8	0.1	0.9	0.8	0.1	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0
作業療法士	0.2	0.2	0.1	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	0.6	0.6	0.1	0.5	0.4	0.1	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0
言語聴覚士	0.0	0.0	0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0
柔道整復師	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0
あん摩マッサージ指圧師	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0
歯科衛生士	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
精神保健福祉士等
専門職員
社会福祉主事
介護支援専門員・計画作成担当者	0.4	0.4	0.0
生活相談員・支援相談員	1.4	1.3	0.1	0.8	0.8	0.0
社会福祉士(再掲)	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0
障害者生活支援員
介護職員(訪問介護員)	7.6	3.9	3.7	3.3	2.2	1.1	5.1	3.4	1.7	7.3	6.0	1.4	5.7	4.5	1.3	12.1	10.4	1.7
介護福祉士(再掲)	2.6	1.9	0.7	0.9	0.7	0.2	1.5	1.2	0.3	3.3	3.1	0.3	2.1	1.9	0.2	5.6	5.3	0.3
介護職員基礎研修課程修了者(再掲)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
ホームヘルパー1級(再掲)	0.5	0.4	0.2	0.1	0.1	0.0
ホームヘルパー2級(再掲)	4.3	1.5	2.8	1.4	0.9	0.6
ホームヘルパー3級(再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
オペレーター
面接相談員
福祉用具専門相談員
管理栄養士	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0
栄養士	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0
調理員	0.4	0.2	0.3	1.0	0.7	0.3
その他の職員	0.3	0.2	0.1	0.3	0.2	0.1	0.3	0.2	0.1	0.5	0.3	0.2	1.2	0.9	0.4

注：1) 常勤換算従事者数は調査した職種であり、調査した職種以外は「…」とした。
 2) 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 3) 従事者不詳の事業所を除いて算出した。
 4) (介護予防)短期入所生活介護は、空床利用型のみに従事者を含まない。
 5) ※は機能訓練指導員の再掲である。
 6) *は介護職員の再掲である。
 7) ※※は専門職員の再掲である。
 8) 介護予防のみを行っている事業所は対象外とした。
 9) 介護療養型医療施設は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。
 10) 介護老人福祉施設、地域着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の看護師には保健師を含む。

統計表 (介護予防)居宅サービス事業所・介護保険施設の1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(3-2)

平成21年10月1日現在

	(介護予防)特定施設入居者生活介護			(介護予防)福祉用具貸与			特定(介護予防)福祉用具販売			夜間対応型訪問介護			(介護予防)認知症対応型通所介護			(介護予防)小規模多機能型居宅介護			(介護予防)認知症対応型共同生活介護		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
総数	25.0	20.0	5.1	4.2	4.0	0.3	4.4	4.1	0.3	9.8	7.5	2.3	6.5	4.6	1.9	10.5	8.1	2.4	12.6	10.4	2.2
施設長
医師	0.0	0.0	0.0
歯科医師
薬剤師
看護師	1.5	1.1	0.4	0.3	0.2	0.1	* 0.4	* 0.3	* 0.1	* 0.2	* 0.1	* 0.1
准看護師	1.1	0.9	0.3	0.3	0.2	0.1	* 0.5	* 0.4	* 0.1	* 0.2	* 0.2	* 0.0
保健師
助産師
機能訓練指導員	0.5	0.4	0.1	0.3	0.2	0.1
理学療法士	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0
作業療法士	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0
言語聴覚士	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0
柔道整復師	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0
あん摩マッサージ指圧師	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0
歯科衛生士	0.0	0.0	0.0
精神保健福祉士等
専門職員
社会福祉主事
介護支援専門員・計画作成担当者	0.9	0.8	0.1	0.7	0.6	0.1	0.9	0.8	0.1
生活相談員・支援相談員	1.1	1.1	0.0	1.2	1.1	0.1
社会福祉士(再掲)	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0
障害者生活支援員
介護職員(訪問介護員)	17.0	13.7	3.3	5.8	4.0	1.7	3.9	2.7	1.2	9.2	7.1	2.1	11.3	9.3	2.1
介護福祉士(再掲)	4.8	4.4	0.4	1.8	1.3	0.5	1.3	1.0	0.2	2.5	2.2	0.3	3.1	2.9	0.2
介護職員基礎研修課程修了者(再掲)	0.0	0.0	0.0
ホームヘルパー1級(再掲)	0.4	0.3	0.1
ホームヘルパー2級(再掲)	3.5	2.5	1.1
ホームヘルパー3級(再掲)	-	-	-
オペレーター	2.5	2.0	0.5
面接相談員	1.3	1.2	0.1
福祉用具専門相談員	3.4	3.2	0.2	3.3	3.1	0.2
管理栄養士	0.0	0.0	0.0
栄養士	0.0	0.0	0.0
調理員	0.2	0.1	0.1
その他の職員	3.0	2.0	1.0	0.9	0.8	0.1	1.0	0.9	0.1	0.2	0.2	0.0	0.3	0.2	0.1	0.6	0.4	0.2	0.4	0.4	0.1

注：1) 常勤換算従事者数は調査した職種であり、調査した職種以外は「…」とした。
 2) 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 3) 従事者不詳の事業所を除いて算出した。
 4) (介護予防)短期入所生活介護は、空床利用型のみに従事者を含まない。
 5) ※は機能訓練指導員の再掲である。
 6) *は介護職員の再掲である。
 7) ※※は専門職員の再掲である。
 8) 介護予防のみを行っている事業所は対象外とした。
 9) 介護療養型医療施設は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。
 10) 介護老人福祉施設、地域着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の看護師には保健師を含む。

統計表 (介護予防)居宅サービス事業所・介護保険施設の1施設・事業所当たり常勤換算従事者数(3-3)

平成21年10月1日現在

	地域密着型特定施設入居者生活介護			地域密着型介護老人福祉施設			介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)			居宅介護支援事業所			介護老人福祉施設			介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
総数	14.4	12.4	2.0	20.3	17.5	2.8	5.0	4.5	0.5	2.5	2.3	0.2	45.1	38.4	6.7	54.0	48.3	5.6	33.7	30.8	2.9
施設長	0.6	0.6	0.0	0.8	0.8	0.0
医師	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	0.2	1.1	0.9	0.1	2.3	1.7	0.6
歯科医師	0.0	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
薬剤師	0.3	0.1	0.2	0.9	0.8	0.1
看護師	0.6	0.5	0.1	0.9	0.8	0.1	※※ 0.6	※※ 0.6	※※ 0.1	1.8	1.5	0.3	4.4	3.8	0.6	5.2	4.7	0.5
准看護師	0.8	0.7	0.1	0.8	0.6	0.1	2.0	1.7	0.3	5.8	5.2	0.7	6.6	6.1	0.5
保健師	※※ 0.8	※※ 0.7	※※ 0.0
助産師
機能訓練指導員	0.6	0.5	0.1	0.4	0.4	0.1	0.7	0.6	0.1
理学療法士	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.1	※ 0.0	※ 0.0	1.4	1.3	0.1	1.3	1.3	0.0
作業療法士	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.1	※ 0.0	※ 0.0	1.2	1.1	0.1	0.7	0.7	0.0
言語聴覚士	※ -	※ -	※ -	※ -	※ -	※ -	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	0.2	0.2	0.0	0.3	0.3	0.0
柔道整復師	※ -	※ -	※ -	※ 0.0	※ 0.0	※ -	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0
あん摩マッサージ指圧師	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.0	※ 0.1	※ 0.1	※ 0.0
歯科衛生士
精神保健福祉士等	0.1	0.1	0.0
専門職員	4.5	4.1	0.4
社会福祉主事	※※ 0.1	※※ 0.1	※※ 0.0
介護支援専門員・計画作成担当者	0.6	0.6	0.0	0.6	0.6	0.0	※※ 1.9	※※ 1.6	※※ 0.2	2.3	2.1	0.2	1.1	1.1	0.0	1.4	1.4	0.0	1.1	1.0	0.0
生活相談員・支援相談員	0.8	0.8	0.0	0.9	0.8	0.0	1.3	1.3	0.0	1.6	1.6	0.0
社会福祉士(再掲)	0.1	0.1	-	0.3	0.3	0.0	※※ 1.1	※※ 1.1	※※ 0.1	0.4	0.4	0.0	0.7	0.7	0.0
障害者生活支援員	-	-	-	0.0	0.0	0.0
介護職員(訪問介護員)	9.7	8.5	1.2	13.5	11.6	1.8	30.1	25.9	4.2	29.4	26.9	2.5	14.2	13.1	1.1
介護福祉士(再掲)	2.8	2.6	0.2	5.9	5.7	0.2	14.7	14.0	0.7	16.0	15.5	0.5	4.5	4.4	0.1
介護職員基礎研修課程修了者(再掲)
ホームヘルパー1級(再掲)
ホームヘルパー2級(再掲)
ホームヘルパー3級(再掲)
オペレーター
面接相談員
福祉用具専門相談員
管理栄養士	0.4	0.4	0.0	0.8	0.8	0.0	1.0	1.0	0.0	0.7	0.7	0.0
栄養士	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0
調理員	0.9	0.6	0.3	2.4	1.8	0.6	1.8	1.4	0.4
その他の職員	1.2	0.8	0.4	0.9	0.7	0.3	0.5	0.4	0.1	0.2	0.2	0.0	3.6	2.5	1.1	4.0	3.2	0.8

注：1) 常勤換算従事者数は調査した職種であり、調査した職種以外は「…」とした。
 2) 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 3) 従事者不詳の事業所を除いて算出した。
 4) (介護予防)短期入所生活介護は、空床利用型のみに従事者を含まない。
 5) ※は機能訓練指導員の再掲である。
 6) *は介護職員の再掲である。
 7) ※※は専門職員の再掲である。
 8) 介護予防のみを行っている事業所は対象外とした。
 9) 介護療養型医療施設は、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。
 10) 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の看護師には保健師を含む。

参考表

調査対象施設・事業所数

平成21年5月1日現在

	調査対象施設・事業所数
介護予防居宅サービス事業所	
介護予防訪問介護事業所	24 759
介護予防訪問入浴介護事業所	2 110
介護予防訪問看護ステーション	5 522
介護予防通所介護事業所	23 193
介護予防通所リハビリテーション事業所	6 314
介護予防短期入所生活介護事業所	7 074
介護予防短期入所療養介護事業所	5 169
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	2 847
介護予防福祉用具貸与事業所	6 593
特定介護予防福祉用具販売事業所	6 814
地域密着型介護予防サービス事業所	
介護予防認知症対応型通所介護事業所	3 166
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	1 678
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	9 288
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	4 064
居宅サービス事業所	
訪問介護事業所	25 627
訪問入浴介護事業所	2 329
訪問看護ステーション	5 673
通所介護事業所	23 954
通所リハビリテーション事業所	6 443
短期入所生活介護事業所	7 462
短期入所療養介護事業所	5 336
特定施設入居者生活介護事業所	3 009
福祉用具貸与事業所	6 897
特定福祉用具販売事業所	6 832
地域密着型サービス事業所	
夜間対応型訪問介護事業所	115
認知症対応型通所介護事業所	3 419
小規模多機能型居宅介護事業所	2 038
認知症対応型共同生活介護事業所	9 511
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	116
地域密着型介護老人福祉施設	253
居宅介護支援事業所	31 567
介護保険施設	
介護老人福祉施設	6 123
介護老人保健施設	3 603
介護療養型医療施設	2 155

注:調査対象施設・事業所数は、都道府県・指定都市・中核市から提供された平成21年5月1日現在のものである。

用語の定義

1 介護予防サービス・居宅サービス

(1) 介護予防訪問介護、訪問介護

居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(2) 介護予防訪問入浴介護、訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供されて受ける入浴の介護

(3) 介護予防訪問看護、訪問看護

居宅で看護師等から受ける療養上の世話又は必要な診療の補助

(4) 介護予防通所介護、通所介護

老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院・診療所等に通って受ける心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーション

(6) 介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設への短期入所で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(7) 介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等への短期入所で受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話

(8) 介護予防特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、特定施設サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(9) 介護予防福祉用具貸与、福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具で、日常生活の自立を助けるもの（厚生労働大臣が定めるもの）の貸与

(10) 特定介護予防福祉用具販売、特定福祉用具販売

福祉用具のうち、入浴又は排せつの用に供するための用具等の販売

2 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

(1) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問又は通報を受け、居宅で介護福祉士等から受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

(2) 介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護

認知症の要介護者（要支援者）が、デイサービスを行う施設等に通って受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

居宅又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、又は短期間宿泊させ、当該拠点において受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(4) 介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者（要支援者）が、共同生活を営む住居で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練

(5) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居する要介護者等が、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

(6) 地域密着型介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による市町村長の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、地域密着型サービス計画に基づいて施設で受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

3 介護予防支援

居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスを適切に利用するための介護予防サービス計画等の作成、介護予防サービス提供確保のための事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うもの

4 居宅介護支援

居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、在宅サービス等を適切に利用するために、利用するサービスの種類・内容等の居宅サービス計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等との連絡調整その他の便宜の提供等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介その他の便宜の提供等を行うもの

5 訪問介護の提供内容

(1) 清拭

身体をタオル等で拭くこと

(2) 身体整容

手足の爪きり、耳そうじ、ひげの手入れ、髪の手入れ、簡単な化粧等

(3) 自立支援のため見守りの援助

利用者と一緒に手助けしながら行う調理、入浴、更衣等の見守り、ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ等、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等

6 介護保険施設

(1) 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上であるものに限る。）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設

(2) 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の

世話をを行うことを目的とする施設

(3) 介護療養型医療施設

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

7 ユニットケアの介護報酬上の届出種別

ユニットケア

施設の居室をいくつかのグループに分けて、それぞれをひとつの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うもの

(1) ユニット型

全室個室・ユニットケアを原則とし、全ての居室について介護報酬上の施設等の区分を「ユニット型」として届け出た施設又は事業所

(2) 一部ユニット型

一部の居室について、個室・ユニットケアを原則とした居室を採用し、これに該当する部分を介護報酬上の施設等の区分を「ユニット型」として届け出た施設又は事業所

8 常勤換算従事者数

常勤者（当該施設・事業所において定められている勤務時間数のすべてを勤務している者）の兼務及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設（事業所）の通常の1週間の勤務時間で除し、小数点以下第1位で四捨五入した数と常勤者の専従職員数の合計